

第 3 4 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（建設部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第5 建設部関係（第2条関係）				別表第5 建設部関係（第2条関係）			
事務	手数料			事務	手数料		
	名称	金額			名称	金額	
1～13（略）				1～13（略）			
14	建築基準法 施行令（昭 和25年政令 第338号） 第137条の 12第6項の 規定に基づ く既存建築 物の敷地と 道路との関 係に関する 制限の適用 除外に係る 認定の申請 に対する審 査	既存 建築 物の 敷地 と道 路と の関 係に 関す る制 限の 適用 除外 に係 る認 定申 請手 数料	1件につき27,000円				
15	建築基準法 施行令第 137条の12 第7項の規 定に基づく	既存 建築 物の 道路 内に	1件につき27,000円				

既存建築物
の道路内に
における制
限の適用除
外に係る認
定の申請に
対する審査
における制
限の適用
除外に係
る認定申
請手数料

16～27 (略)

28	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	住宅の新築に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関	1戸建て住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項、 <u>31</u> の項、 <u>33</u> の項及び <u>34</u> の項において同じ。）	(略)	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この
----	--	---------------------	--	--	--	-----	--------------------------------------

14～25 (略)

26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	住宅の新築に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関	1戸建て住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項、 <u>29</u> の項、 <u>31</u> の項及び <u>32</u> の項において同じ。）	(略)	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の1戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この
----	--	---------------------	--	--	--	-----	--------------------------------------

<p>画の認定の申請（同法第9条第1項又は第3項に規定する申請を除く。）に対する審査</p>	<p>において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請</p>	<p>する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合</p>	<p>項、<u>31</u>の項、<u>33</u>の項、<u>34</u>の項及び備考において同じ。）</p>	<p>画の認定の申請（同法第9条第1項又は第3項に規定する申請を除く。）に対する審査</p>	<p>において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請</p>	<p>する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合</p>	<p>項、<u>29</u>の項、<u>31</u>の項、<u>32</u>の項及び備考において同じ。）</p>		
(略)				(略)					
<u>29・30</u> (略)				<u>27・28</u> (略)					
<u>31</u>	都市の低炭	低炭	都市の	(略)	<u>29</u>	都市の低炭	低炭	都市の	(略)

<p>素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付さ</p>	<p>共同住宅等</p>	<p>建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、<u>33の項</u>及び備考において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この項、<u>33の項</u></p>	<p>（略）</p>	<p>素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付さ</p>	<p>共同住宅等</p>	<p>建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、<u>31の項</u>及び備考において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この項、<u>31の項</u></p>	<p>（略）</p>
---	-------------------------	---	--------------	---	------------	---	-------------------------	---	--------------	---	------------

			れている場合 (以下この項及び備考において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。)	及び備考において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この項、 <u>33の項</u> 及び備考において同じ。)の住宅部分に係るもの (略)	
			(略)	(略)	
			(略)	(略)	
			(略)	(略)	
			(略)	(略)	
32	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性</u>	建築物エネルギー消費性能適合性判定申	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項	床面積(特定建築行為に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの	(略)
30	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性</u>	建築物エネルギー消費性能適合性判定申	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項	床面積(特定建築行為に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの	(略)

	能適合性判定等の申請に対する審査等	請手数料	第1号 口に定める基準に係る建築物 (略)										
		(略)											
33	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当	(略)									
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当	(略)									

<u>エネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定の申請に対する審査</u>	物エネルギー消費性能基準認定申請手数料	<u>のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合しているこ</u>
--	---------------------	---

<u>エネルギー消費性能の向上に関する法律 第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定の申請に対する審査</u>	物エネルギー消費性能基準認定申請手数料	<u>のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合しているこ</u>
---	---------------------	--

とを証
する書
類とし
て愛知
県知事
が定め
るもの
が添付
されて
いる場
合（以
下この
項及び
備考に
おいて
「基準
適合性
確認機
関が認
めた場
合等」
という
。）

(略)

備考

1～3 (略)

4 31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに

とを証
する書
類とし
て愛知
県知事
が定め
るもの
が添付
されて
いる場
合（以
下この
項及び
備考に
おいて
「基準
適合性
確認機
関が認
めた場
合等」
という
。）

(略)

備考

1～3 (略)

4 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに

限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

5 31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

6 31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

7 31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

8 32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処分場、ごみ焼却場その他これらに類するもの(第

限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

5 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

6 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

7 29の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

8 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処分場、ごみ焼却場その他これらに類するもの(第

10項において「工場等」という。)である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、60,500円(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、31,100円)とする。

9 32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、32の項及び前項の規定にかかわらず、33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、同項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

10 32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、15,500円とする。

11 33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

10項において「工場等」という。)である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、60,500円(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、31,100円)とする。

9 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、30の項及び前項の規定にかかわらず、31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、同項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

10 30の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、15,500円とする。

11 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次の各号に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

12 33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

13 33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

14 33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

15 33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

12 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

13 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

14 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

15 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

16 33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

17 34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

18 34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (略)

16 31の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

17 32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)・(2) (略)

18 32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

(1)～(3) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外の認定及び既存建築物の道路内における制限の適用除外の認定に係る申請手数料を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。